

政令第 号

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公営住宅法施行令の一部改正）

第一条 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等）

第十四条 法第四十七条第六項の規定による法第三章の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第三章の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条、第二十一条	事業主体	事業主体及び地方公共団体又は地

第三十四条	第三十二条第三項	第三十一条第一項	第二十五條第二項、第三十三條第二項、第三十四條	第二十二條第一項、第二十七條第三項から第六項まで、第二十九條第一項及び第七項、第三十條、第三十二條第一項、第五項及び第六項、第三十三條第一項	
第十六条第一項若しくは第二	同項	事業主体	事業主体の長	事業主体	
第二十九条第一項の規定による明	社が同項	地方公共団体又は地方住宅供給公	地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長	社	方住宅供給公社

十八條第二項の規定による家賃の決定、第十六條第四項（第二十八條第三項又は第二十九條第八項において準用する九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八條第二項の規定による敷金の減免、第十九條（第二十八條第三項又は第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九條第一項の規定

渡しの請求又は第三十條第一項の規定によるあつせん等

による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置

2 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給

公社が公営住宅の管理を行う場合について準用する。

(住宅金融公庫法施行令の一部改正)

第二条 住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号中「建築基準法施行令」の下に「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を加える。

第十七条の七中「公庫は、」の下に「貸付け(勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の貸付け及び法

第二十六条の二第一項第四号の資金の貸付けを除く。)又は」を加え、「公庫の貸付けに係る」を削り、

「貸付債権」の下に「(同号の資金の貸付けに係るものに限る。)」を加え、「法第二十六条の二第一項の特別勘定以外の勘定」を「同号に掲げる業務に係る特別勘定」に改める。

附則第十項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第六条及び第七条を次のように改める。

(機構が当分の間行うことができる業務に関する特例)

第六条 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項	第三十三条第一項	附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第一項
第十五条第一項第一号	事業年度	事業年度の都市再生業務に係る勘定
第十五条第一項第二号、	の出資金	都市再生業務に充てるべきものとして出資された

<p>第二項及び第三項、第十八条、第二十条、第二十条三條</p>		<p>出資金</p>
<p>第十五条第一項第二号 第十五条第二項、第十六条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項</p>	<p>積み立てた 出資した</p>	<p>都市再生業務に係る勘定において積み立てた 都市再生業務に充てるべきものとして出資した</p>
<p>第十五条第三項、第十八条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項</p>	<p>出資があつたとき</p>	<p>都市再生業務に充てるべきものとして出資があつたとき</p>
<p>第十六条第一項、第二十条第一項</p>	<p>計算書に、</p>	<p>計算書に、都市再生業務に係る勘定における</p>
<p>第十九条第一項</p>	<p>第三十三条第二項</p>	<p>附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用</p>

	<p>第十一条</p>	<p>する法第三十三条第二項</p>
<p>附則第八条、附則第九条</p>	<p>附則第二十一条第一項</p>	<p>附則第二十一条第一項（法附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

2

法附則第十二条第一項の規定により機構が同項第一号又は第二号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第十一条第二項第一号又は第二号の業務に限る。）として森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項に規定する開発行為を行う場合には、同項第一号の規定については、機構を国の行政機関とみなして、この規定を準用する。

（国庫等に納付すべき金額等）

第七条 法附則第十二条第十七項の規定により機構が国庫及び地方公共団体（その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限る。次項、第四項及び第六項において同じ。）に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）は、国土交通大臣が財務大臣に協議して定め

るものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により納付金額を定めたときは、機構及び地方公共団体に対し、その納付金額を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、宅地造成等経過業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。）の提出があつた日から一月以内にするものとする。

4 機構は、納付金額を法附則第十二条第十七項の規定により国庫及び地方公共団体に納付しようとするときは、当該納付金額を政府及び当該地方公共団体から宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された出資金の額に応じて按分するものとする。

5 前項に規定する出資金の額は、平成十七年四月一日における政府及び地方公共団体から宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された出資金の額（同日後法附則第十二条第十六項の規定により宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する日までの間に政府又は地方公共団体から機構に宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資があつたときは、当該出資の額に、当該出資があつた日から当該宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する日までの日数を平成十七年四月一日から当該宅地造成等経過業務

に係る勘定を廃止する日までの日数で除して得た数を乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

6 機構は、第二項の規定による通知を受けたときは、国土交通大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫及び地方公共団体に納付しなければならない。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の十六第十一項第五号を削る。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十五号から第九十二号まで」を「第三十四号から第九十一号まで」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四十号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第四十一号を同条第四十号とし、同条第四十二号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十四号中「第十五号」を「第十四

号」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条第六十五号を同条第六十四号とし、同条第六十六号から第六十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十九号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十八号とし、同条第七十号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十九号とし、同条第七十一号を同条第七十号とし、同条第七十二号から第九十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（首都圏整備法施行令の一部改正）

第六条 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号の表第七条第一号に規定する事項に係る事業の項中「、独立行政法人都市再生機構」を削る。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第七条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第四十条第一号中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「附則第十二条から第十四条まで」を「附則第十二条第一項及び第十四条

第一項」に改める。

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）附則第二項

二 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）附則第二項

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号中「附則第三条の二」を「附則第四条」に改める。

附則第四条を削り、附則第三条の二を附則第四条とする。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

附則第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(交付金に関する経過措置)

2 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。次項において「旧公営住宅法」という。）

（第四十九条の規定による交付金で平成十六年度以前の年度の歳出予算に係るものうち、平成十七年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。）

3 第五条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第九号の規定は、旧公営住宅法第四十九条の規定による交付金（前項の規定により交付されるものを含む。）については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）」第四十九条の規定による交付金」とあるのは、「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（

平成十七年政令第

号

附則第二項の規定により交付されるものを含む。

「」と読み替えるものとする。

理由

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公営住宅の管理の特例に係る公営住宅法の規定の適用に関する技術的読替え及び独立行政法人都市再生機構が宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する場合において国庫等に納付すべき金額を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。